

あいぎん Ai ダイレクトご利用規定第 7 条 新旧対比表

改定前	改定後
第 7 条 振込・振替取引 1. 内容 （1）振込取引とは、本サービスによる資金移動取引のうち、「サービス利用口座」から当行または他の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます）あてに行う資金移動取引をいいます。振込の受付にあたっては、振込手数料および消費税をいただきます。 振込手続きにかかる領収書の発行はいたしません。 （2）振込取引には、振込先事前登録口座への振込と振込先事前登録口座以外への振込（以下、「都度指定振込」といいます）があります。 （3）振替取引とは、本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス利用口座」として届け出を受けている口座間の資金移動取引をいいます。なお、定期預金のお取引については第 8 条、外貨預金のお取引については第 9 条、投資信託のお取引については第 10 条に従い取り扱います。 2. 上限金額の設定 （1）当行は本サービスによる振込・振替取引において、「1 日」（基準は「午前 0 時」とします）あたりに振込・振替できる限度額（以下、「1 日あたりの振込限度額」・「1 日あたりの振替限度額」といいます）、1 回あたりに振込できる限度額（以下、「1 回あたりの振込限度額」といいます）を定めます。ただし、振替取引のうち、定期預金、積立式定期預金、外貨預金、投資信託の各取引については 1 日あたりの振替限度額の制限を受けません。 （2）「1 日あたりの振込限度額」は、お客さまにより登録できます。本サービスの申込時に当行が定める範囲内の限度額を本サービスの画面上で届け出てください。 「1 日あたりの振込限度額」を変更する場合は、当行が書面での届け出を認めた場合を除き、本サービスの画面上で届け出てください。当行は、届け出より当行所定の日数が経過した後、振込限度額を変更します。 （3）「1 回あたりの振込限度額」は、都度指定振込の場合に適用されます。 （4）当行は、「1 日あたりの振込限度額」・「1 日あたりの振替限度額」・「1 回あたりの振込限度額」を当行の都合により適宜変更することができます。 3. 発信日 （1）振込の発信日 振込の発信日は、原則として依頼日の当日とします。ただし、「入金指定口座」や「入金指定口座」のある金融機関（以下、「振込先金融機関」といいます）の状況等によっては依頼日の翌窓口営業日になる場合があります。 振込資金はサービス利用口座のうち、お客さまが指定した「支払口座」から依頼日の当日に引き落とします。 （2）日付（午前 0 時）をまたいでの振込・振替、平日 15 時をまたいでの振込・振替については、取引不成立となる場合があります。	第 7 条 振込・振替取引 1. 内容 （1）振込取引とは、本サービスによる資金移動取引のうち、「サービス利用口座」から当行または他の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます）あてに行う資金移動取引をいいます。振込の受付にあたっては、振込手数料および消費税をいただきます。 振込手続きにかかる領収書の発行はいたしません。 （2）振込取引には、振込先事前登録口座への振込と振込先事前登録口座以外への振込（以下、「都度指定振込」といいます）があります。 （3）振替取引とは、本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス利用口座」として届け出を受けている口座間の資金移動取引をいいます。なお、定期預金のお取引については第 8 条、外貨預金のお取引については第 9 条、投資信託のお取引については第 10 条に従い取り扱います。 2. 上限金額の設定 （1）当行は本サービスによる振込・振替取引において、「1 日」（基準は「午前 0 時」とします）あたりに振込・振替できる限度額（以下、「1 日あたりの振込限度額」・「1 日あたりの振替限度額」といいます）、1 回あたりに振込できる限度額（以下、「1 回あたりの振込限度額」といいます）を定めます。ただし、振替取引のうち、定期預金、積立式定期預金、外貨預金、投資信託の各取引については 1 日あたりの振替限度額の制限を受けません。 （2）「1 日あたりの振込限度額」は、お客さまにより登録できます。本サービスの申込時に当行が定める範囲内の限度額を本サービスの画面上で届け出てください。 「1 日あたりの振込限度額」を変更する場合は、当行が書面での届け出を認めた場合を除き、本サービスの画面上で届け出てください。当行は、届け出より当行所定の日数が経過した後、振込限度額を変更します。 （3）「1 回あたりの振込限度額」は、都度指定振込の場合に適用されます。 （4）当行は、「1 日あたりの振込限度額」・「1 日あたりの振替限度額」・「1 回あたりの振込限度額」を当行の都合により適宜変更することができます。 3. 取引の実施日 （1）お客さまは、振込・振替取引の指定日として、当行所定期間内の任意の日を指定することができます。なお、指定日が翌日以降の振込・振替手続きを「振込・振替予約」といいます。 （2）振込・振替取引の実施日は、原則としてお客さまが指定した振込・振替指定日とします。 振込・振替資金はサービス利用口座のうち、お客さまが指定した支払口座から振込・振替指定日に引き落としします。残高不足等により引き落としが成立しなかった場合は、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。 お客さまご自身で取引の成立状況を確認してください。 （3）日付（午前 0 時）をまたいでの振込・振替、平日 15 時をまたいでの振込・振替については、取引不成立となる場合があります。

あいぎん Ai ダイレクトご利用規定第 7 条 新旧対比表

改定前	改定後
4. 振込の依頼内容の<u>訂正・組戻</u> <u>(1)</u> 第 6 条第 3 項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます）または依頼を取りやめること（以下、「組戻」といいます）はできません。 ただし、当行が止むを得ないものと認めて訂正・組戻を受付する場合には、当行所定の方法において受付します。この場合、本条第 1 項の振込手数料および消費税は返却しません。また、組戻については、組戻手数料および消費税をいただきます。 <u>(2)</u> 組戻により「振込先金融機関」から振込資金が返却された場合には、「支払口座」に入金します。また、「入金指定口座」がない等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合も「支払口座」に入金します。 <u>(3)</u> 「振込先金融機関」がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 5. 口座確認機能 (1) 都度指定振込で振込先銀行、支店名、受取人の口座番号を入力すれば受取人氏名が自動表示されます。ただし、一部の金融機関と時間によっては利用できません。 (2) 口座確認機能利用停止 口座確認機能を利用して受取人氏名を確認し、振込をしない回数が当行所定の回数以上行われた場合、当行は口座確認機能の利用を停止（以下、「口座確認機能ロック」といいます）いたします。 「口座確認機能ロック」の解除を希望する場合は、当行所定の方法により届け出てください。 以上	4. 振込の依頼内容の<u>取消・訂正・組戻</u> <u>(1)</u> 指定日が到来する前の振込・振替予約については、当行所定の時限内であれば、お客さまは端末により当行所定の方法で取消を行うことができます。 <u>(2)</u> 第 6 条第 3 項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます）または依頼を取りやめること（以下、「組戻」といいます）はできません。 ただし、当行が止むを得ないものと認めて訂正・組戻を受付する場合には、当行所定の方法において受付します。この場合、本条第 1 項の振込手数料および消費税は返却しません。また、組戻については、組戻手数料および消費税をいただきます。 <u>(3)</u> 組戻により「振込先金融機関」から振込資金が返却された場合には、「支払口座」に入金します。また、「入金指定口座」がない等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合も「支払口座」に入金します。 <u>(4)</u> 「振込先金融機関」がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 5. 口座確認機能 (1) 都度指定振込で振込先銀行、支店名、受取人の口座番号を入力すれば受取人氏名が自動表示されます。ただし、一部の金融機関と時間によっては利用できません。 (2) 口座確認機能利用停止 口座確認機能を利用して受取人氏名を確認し、振込をしない回数が当行所定の回数以上行われた場合、当行は口座確認機能の利用を停止（以下、「口座確認機能ロック」といいます）いたします。 「口座確認機能ロック」の解除を希望する場合は、当行所定の方法により届け出てください。 以上